

### (3) 公的医療保険の保険料の見直し

#### 1) 保険料の上限の見直し

被用者保険、国民健康保険ともに、保険料には上限がある。そこで、保険料は原則として所得（または年収）に比例させることとする。

##### ① 被用者保険において保険料を年収に比例させた場合

被用者保険の保険料は「(標準報酬月額+標準賞与額)×保険料率」で計算される。報酬月額が117.5万円以上の場合、標準報酬月額は一律121.0万円、標準賞与の上限は540万円である。つまり、保険料は年収1,950万円(117.5万円×12カ月+540万円)までしか比例せず、年収1,950万円超の人はすべて年収1,950万円(以下、約2,000万円として計算<sup>88)</sup>)で計算されている。

年収2,000万円を超える給与所得者は2007年には22万人で、給与所得者の0.4%である。仮に全員年収2,000万円として計算すると、給与合計は4.5兆円であり、年収2,000万円以下の人の給与も含めた給与総額は203.1兆円になる。しかし、実際の給与総額は205.8兆円(1.03倍)である。このことは、仮に保険料を完全に年収に比例させれば、保険料収入が1.03倍になることを意味している。現状の保険料は14.3兆円であるので、1.03倍になれば、保険料収入は14.5兆円になり、被用者保険で保険料を年収比例させた場合には、約0.2兆円の保険料増収効果が得られると試算される(表2-3-1、図2-3-10)。

---

<sup>88</sup> 国税庁「平成19年分民間給与実態統計調査」には1,950万円の区切りがないため、2,000万円で区切って計算した。<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan2007/pdf/000.pdf>